

宮崎大学入学科免除・徴収猶予・授業料免除申請のしおり



I. はじめに

学部生で、入学科免除・入学科徴収猶予・授業料免除の申請を希望する方は日本学生支援機構(JASSO)の「高等教育の修学支援新制度」に申請する必要があります！

※申請しても、必ず採用される訳ではありません。

「高等教育の修学支援新制度（以下、給付奨学金と言います）」とは・・・

- ① 給付奨学金（返済不要の奨学金）+授業料免除（新入生は入学科免除・徴収猶予も含む）がセットになっています
- ② 区分が第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分・多子世帯の大きく4つに分かれます。
※多子世帯には、第Ⅰ区分（多子世帯）、第Ⅱ区分（多子世帯）、第Ⅲ区分（多子世帯）、第Ⅳ区分（多子世帯）も含む。
- ③ 採用される区分により、免除される金額が異なります。（下表参照）

支援区分	入学科免除額・納付額	授業料免除額・納付額 (※金額は半期分)
第Ⅰ区分（全額免除）	免除額：¥282,000 納付額：¥0	免除額：¥267,900 納付額：¥0
第Ⅱ区分（2/3免除）	免除額：¥188,000 納付額：¥94,000	免除額：¥178,600 納付額：¥89,300
第Ⅲ区分（1/3免除）	免除額：¥94,000 納付額：¥188,000	免除額：¥89,300 納付額：¥178,600
多子世帯（全額免除） ※第Ⅰ区分（多子世帯） 第Ⅱ区分（多子世帯） 第Ⅲ区分（多子世帯） 第Ⅳ区分（多子世帯）含む	免除額：¥282,000 納付額：¥0	免除額：¥267,900 納付額：¥0
不採用者（免除無し）	免除額：¥0 納付額：¥282,000	免除額：¥0 納付額：¥267,900

※注意！新入生で、大学入学前に給付奨学金に申請し、採用候補者のなった方へ

支援区分が「第Ⅳ区分(私立理工農)」と記載のある方は、宮崎大学では免除対象外です。

（採用候補者決定通知の、下記画像の赤枠内の欄を確認してください。）

入学手続き時に通常の納入額にて、入学金を納入してください。

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。
令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

省略		
令和7年●月●日		
1. 申込内容及び選考結果		
申込内容	給付奨学金	貸与奨学金
	希望する	入学時特別増額貸与奨学金
選考結果	給付奨学金(※1)	貸与奨学金
	候補者決定 支援区分：第Ⅳ区分 (私立理工農)	アーウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与 イ：第一種奨学金 ウ：第二種奨学金
要件・必要書類の提出等※3	国籍・在留資格等	○ ○ ○ ○
	家計 収入に関する基準 資産に関する基準(※3)	○ × ○ ○
学業成績・学修意欲に関する基準	○ ○ ○ ○	
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○ ○ ○ ○	
マイナンバー手続き・確認書等	○ ○ ○ ○	
その他必要書類	○ ○ ○ ○	

① 申請資格・選考基準の確認

申請を希望される方は、まず申込資格と選考基準をご確認ください。[こちら](#)をクリック

② 書類の提出 ※新入生と在学生で手続きの手順が異なります。

※新入生は入試区分により入学手続き期間が異なります。ご注意ください。

★新入生(2026年4月入学予定者)

入学手続き時に提出する書類はありませんが、web 入学手続きシステムにて免除申請の登録手続きが必要となります。手続きの方法については「入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除申請マニュアル」をご覧ください。

<https://www.miyanaki-u.ac.jp/manabi-jim/c9c8d12a65bab4ded9e7263dbb95a9fac4702e62.pdf>



★在学生(既に宮崎大学に在籍している学部生)

下記の書類を、提出期間内に提出してください。※書類のダウンロードは[こちら](#)。

- 令和8年度 給付奨学金 新規申請希望確認書

【提出期間】2026年1月13日(火)～2026年3月27日(金)

【提出場所】木花キャンパス 330記念交流会館 学生支援課2番窓口

③ 説明会に参加 ※学生本人が参加してください。保護者の方が参加する必要はございません。

4月に申請手続きに関する説明会を開催します。日程について決定後、HP等で案内します。

④ 採用決定

採用された方は、別途採用者の説明会を開催しますので、必ずご参加ください。

⑤ 免除結果の通知

- 結果通知は、7月下旬頃を予定しております。
- 学資負担者宛(大学に登録している保護者住所)に郵送にて通知します。
- 通知に免除額、支払い期日等が記載されておりますので、必ずご確認ください。

※退学又は停学の懲戒処分を受けた場合は、許可が取り消しとなります。

※特に新入生は、入学料の納入が期限までに確認できない場合、「除籍」となります。十分ご注意ください。

※7月下旬時点で、まだ結果が出ていない方は、決定次第、順次結果を郵送いたします

Ⅲ. よくあるご質問

Q. 入学料と授業料はいつまでに支払えば良いですか。

A. 給付奨学金に申請をされた方は、7月下旬に結果が届くまで支払いは猶予されます。支払期日については、結果通知に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

Q. 今回、不採用となった場合、次回の申請はいつできますか？

A. 次回の申請は、2026年秋の申請となります。詳細は8月ごろHPに掲載予定です。

Q. 給付奨学金に採用された場合、学期毎（春・秋）ごとに申請をする必要がありますか？

A. 一度、給付奨学金に採用された方は、学期毎に申請をする必要はありません。しかし、毎年4月に「在籍報告」という手続きが必要です。詳細は採用された方向けの説明会にて説明します。

Q. 給付奨学金に採用された場合、採用された区分が卒業まで続きますか？

A. 続くとは限りません。毎年、収入基準と成績基準の見直しがあります。

●収入基準については、毎年10月に見直しが行われます。

例 2026年4月～2026年9月の区分→2024年（2024年1月～12月）の収入を基に判定が行われます。

2026年10月～2027年9月の区分→2025年（2025年1月～12月）の収入を基に判定が行われます。

仮に、2026年4月～2026年9月の区分が、第Ⅱ区分の場合でも、収入の増減によっては、2026年10月以降の区分が第Ⅰ区分、もしくは第Ⅲ区分になる可能性があります。

●多子世帯の扶養人数について、毎年10月に見直しが行われます。

例 2026年4月～2026年9月の区分→2024年12月31日時点の生計維持者の扶養人数で判定されます。

2026年10月～2027年9月の区分→2025年12月31日時点の生計維持者の扶養人数で判定されます。

仮に、2026年4月～2026年9月の区分が「多子世帯」の場合でも、2025年12月31日時点の扶養人数が3人以上でなければ、2026年10月以降の区分は「多子世帯」ではなくなり、授業料の免除を受けられない可能性があります。

●成績基準について、毎年3月に見直しが行われます。

「高等教育の修学支援新制度」は国費を財源とし、経済的理由により進学・修学が困難な方の修学を支援するための制度です。毎年3月に国費で支援するに値する成績を収めているか判定を行います。基準を満たさない場合は、支援の停止や廃止等になる場合があります。詳細は、採用された方向けの説明会にて説明します。

Q. 入学料免除はどのタイミングで採用された場合、免除されますか？

A. 入学料免除が適用される学生は、大学入学前に給付奨学金に申し込みを行い、採用候補者となっている方、及び大学入学後4月に申請し、採用された学生のみとなります。仮に2026年秋、もしくは2年生以降に給付奨学金に申請し採用されたとしても、入学料は免除されず、授業料のみが免除の対象となります。

Q. 編入学で宮崎大学に入学します。現在在籍する学校にて給付奨学生に採用されていますが、授業料免除は継続できますか？

A. 継続できます。継続の手続きについては、現在の在籍学校及び下記お問い合わせ先より宮崎大学に確認してください。なお、入学料免除について、現在の在籍学校にて入学料免除の権利を使用している場合、宮崎大学入学時には入学料免除はできませんのでご注意ください。

Q. 給付奨学金を申請する以外に、入学料・授業料を免除する制度はありますか？

A. 「災害特別枠」「入学料徴収猶予制度」があります。

・「災害特別枠」・・・主に激甚災害により被災された学生を対象に、授業料免除等を免除する本学独自の制度です。詳細は[こちら](#)

・「入学料徴収猶予制度」・・・入学料の徴収猶予のみに申請する制度です。この制度は、入学料免除・授業料免除に申請する訳ではありませんのでご注意ください。詳細は[こちら](#)

Q. 多子世帯とは何ですか

A. 多子世帯とは、生計維持者が扶養している子が3人以上いる世帯のことです。

・通常、どの区分に該当するかは、生計維持者の収入が関わってきますが、多子世帯の方は、令和7年度より収入基準が設けられず、授業料（新入生は入学料も含む）が全額免除となります。

・「高等教育の修学支援新制度」は【給付奨学金】と【授業料免除】がセットになっている制度です。このうち、【授業料免除】については、上記の通り、収入基準が設けられませんが、【給付奨学金】については引き続き収入基準が設けられます。ですので、多子世帯の方は下記のような例が、発生する場合があります。

Ex① 多子世帯であるが、収入基準はどの区分も満たしていない場合

→授業料は全額免除、給付奨学金は0円（支給無し）となります。

Ex② 多子世帯であり、家計基準は第I～第IV区分のいずれかを満たしている場合

→授業料は全額免除、給付奨学金は区分に応じた金額が支給されます。

IV. お問い合わせ先

宮崎大学 学び・学生支援機構 学生支援課 経済支援係

住所 〒889-2192

宮崎県宮崎市学園木花台西1-1

TEL 0985-58-7976、7140、7882

FAX 0985-58-7974

問い合わせ時間 平日8:30～17:15

[問い合わせフォーム](#)